

# 出張年金相談会のお知らせ

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111 / 岡谷年金事務所 ☎23-3661

【相談日】 毎月第一水曜日です。ただし5月は第二水曜日です。

4月1日(水)	5月13日(水)	6月3日(水)	7月1日(水)	8月5日(水)	9月2日(水)
10月7日(水)	11月4日(水)	12月2日(水)	1月6日(水)	2月3日(水)	3月3日(水)

【時間】 午前10時～午後3時  
 【会場】 役場3階301～303会議室  
 【相談担当】 岡谷年金事務所担当者

## ●出張年金相談会は予約制です

予約なしでも相談はできますが、ご予約のお客様が優先となりますのでお待ちいただくことになります。なるべく予約をしてからお越しください。

【予約電話番号】 岡谷年金事務所 ☎23-3661

(自動音声案内で1番→2番を選択し、年金相談会の予約とお申し出ください)

## 障害年金を受給されている方へ～福祉制度のご案内～

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

障害年金を受給されている方(※)は、障害者手帳を持っていなくても、福祉制度を利用できる場合があります。お手元の年金証書等をご確認いただき、該当する方は窓口で申請してください。

※現在老齢年金等を受給されていて、障害年金を受給されていない方も、以前に障害年金の認定を受け受給していたことがある方は該当になる場合があります。

## ●ご利用いただける障害福祉制度

制 度	概 要	要 件
福祉医療費給付金	医療機関等に受診し、窓口でお支払いする自己負担分の一部を、町が助成します。	障害年金1級9、10、11号の方 障害年金1、2級の方(65歳以上)  【その他の資格】 ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳A1～B1 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級(通院のみ) ※65歳以上の方は申請により入院分も対象になります。 ・特別児童扶養手当1級

## ●障がい者の福祉制度について詳しく知りたい方は

お問い合わせいただくか、「障がい者福祉ガイドブック《障害者福祉制度のご案内》」をご覧ください。

○ガイドブックは町ホームページ (<https://www.town.fujimi.lg.jp/>)  
 または、住民福祉課 社会福祉係(役場1階③番窓口)で確認できます



## 富士見町民憲章

わたくしたちは、秀麗富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原の町、富士見町民です。この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたくしたちは、先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、この町民憲章をかかげます。

- 一 かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。
- 一 心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。
- 一 教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。
- 一 仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町民となろう。
- 一 思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土をつくる町民となろう。